

外国株券等に関する手数料及びその料率の一部改正について

1. 外国株券等に関する手数料及びその料率

(下線部分変更)

新			旧																				
外国株券等の保管及び振替決済に関する規則(以下「規則」という。)第80条第4項に基づいて機構が定める手数料の料率は、次のとおりとする。 1. 外国株券等 (1) 外国株券及び外国株式			外国株券等の保管及び振替決済に関する規則(以下「規則」という。)第80条第4項に基づいて機構が定める手数料の料率は、次のとおりとする。 1. 外国株券等 (1) 外国株券及び外国株式																				
区分	徴収対象者	徴収料率	区分	徴収対象者	徴収料率																		
預託手数料	(略)	(略)	預託手数料	(略)	(略)																		
振替手数料	(略)	(略)	振替手数料	(略)	(略)																		
交付手数料	(略)	(略)	交付手数料	(略)	(略)																		
保管手数料	口座残高を有する外国株券等機構加入者	a. 売買単位が1株の銘柄 当該銘柄の毎日の保管残高ごとに1株につき180/365円 (10万株を超える分については1株につき60/365円) ただし、機構が別に定めるところにより算出する価格が以下に掲げる指定銘柄となる価格に該当する場合には、以下に定めるところによるものとする。	保管手数料	口座残高を有する外国株券等機構加入者	a. 売買単位が1株の銘柄 当該銘柄の毎日の保管残高ごとに1株につき180/365円 (10万株を超える分については1株につき60/365円) ただし、機構が別の基準により指定する銘柄に係る徴収料率については、以下に掲げるところによるものとする。																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>指定銘柄となる価格</th> <th>各指定銘柄に係る徴収料率(1株につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20万円以上35万円未満</td> <td>100/365円(10万株を超える分については35/365円)</td> </tr> <tr> <td>10万円以上20万円未満</td> <td>70/365円(10万株を超える分については24/365円)</td> </tr> <tr> <td>1万円以上10万円未満</td> <td>35/365円(10万株を超える分については12/365円)</td> </tr> </tbody> </table>	指定銘柄となる価格	各指定銘柄に係る徴収料率(1株につき)	20万円以上35万円未満	100/365円(10万株を超える分については35/365円)	10万円以上20万円未満	70/365円(10万株を超える分については24/365円)	1万円以上10万円未満	35/365円(10万株を超える分については12/365円)			<table border="1"> <thead> <tr> <th>指定銘柄となる価格</th> <th>各指定銘柄に係る徴収料率(1株につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20万円以上35万円未満</td> <td>100/365円(10万株を超える分については35/365円)</td> </tr> <tr> <td>10万円以上20万円未満</td> <td>70/365円(10万株を超える分については24/365円)</td> </tr> <tr> <td>1万円以上10万円未満</td> <td>35/365円(10万株を超える分については12/365円)</td> </tr> <tr> <td>1万円未満</td> <td>15/365円(10万株</td> </tr> </tbody> </table>	指定銘柄となる価格	各指定銘柄に係る徴収料率(1株につき)	20万円以上35万円未満	100/365円(10万株を超える分については35/365円)	10万円以上20万円未満	70/365円(10万株を超える分については24/365円)	1万円以上10万円未満	35/365円(10万株を超える分については12/365円)	1万円未満	15/365円(10万株
指定銘柄となる価格	各指定銘柄に係る徴収料率(1株につき)																						
20万円以上35万円未満	100/365円(10万株を超える分については35/365円)																						
10万円以上20万円未満	70/365円(10万株を超える分については24/365円)																						
1万円以上10万円未満	35/365円(10万株を超える分については12/365円)																						
指定銘柄となる価格	各指定銘柄に係る徴収料率(1株につき)																						
20万円以上35万円未満	100/365円(10万株を超える分については35/365円)																						
10万円以上20万円未満	70/365円(10万株を超える分については24/365円)																						
1万円以上10万円未満	35/365円(10万株を超える分については12/365円)																						
1万円未満	15/365円(10万株																						

新				旧									
			<table border="1"> <tr> <td>1万円未満</td> <td>15/365円(10万株を超える分については5/365円)</td> </tr> </table>	1万円未満	15/365円(10万株を超える分については5/365円)				<table border="1"> <tr> <td></td> <td>を超える分については5/365円)</td> </tr> </table>		を超える分については5/365円)		
1万円未満	15/365円(10万株を超える分については5/365円)												
	を超える分については5/365円)												
		<p>b. 売買単位が10株の銘柄 当該銘柄の毎日の保管残高ごとに1株につき35/365円 (100万株を超える分については1株につき12/365円) ただし、機構が別に定めるところにより算出する価格が以下に掲げる指定銘柄となる価格に該当する場合には、以下に定めるところによるものとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>指定銘柄となる価格</td> <td>指定銘柄に係る徴収料率(1株につき)</td> </tr> <tr> <td>5万円未満</td> <td>3/365円(100万株を超える分については1/365円)</td> </tr> </table>	指定銘柄となる価格	指定銘柄に係る徴収料率(1株につき)	5万円未満	3/365円(100万株を超える分については1/365円)			<p>b. 売買単位が10株の銘柄 当該銘柄の毎日の保管残高ごとに1株につき35/365円 (100万株を超える分については1株につき12/365円) ただし、機構が別の基準により指定する銘柄に係る徴収料率については、以下に掲げるところによるものとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>指定銘柄となる価格</td> <td>指定銘柄に係る徴収料率(1株につき)</td> </tr> <tr> <td>5万円未満</td> <td>3/365円(100万株を超える分については1/365円)</td> </tr> </table>	指定銘柄となる価格	指定銘柄に係る徴収料率(1株につき)	5万円未満	3/365円(100万株を超える分については1/365円)
指定銘柄となる価格	指定銘柄に係る徴収料率(1株につき)												
5万円未満	3/365円(100万株を超える分については1/365円)												
指定銘柄となる価格	指定銘柄に係る徴収料率(1株につき)												
5万円未満	3/365円(100万株を超える分については1/365円)												
		<p>c. 売買単位が50株、100株の銘柄 当該銘柄の毎日の保管残高ごとに1株につき3/365円 (100万株を超える分については1株につき1/365円) ただし、売買単位が100株の銘柄のうち機構が別に定めるところにより算出する価格が以下に掲げる指定銘柄となる価格に該当する場合には、以下に定めるところによるものとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>指定銘柄となる価格</td> <td>指定銘柄に係る徴収料率(1株に</td> </tr> </table>	指定銘柄となる価格	指定銘柄に係る徴収料率(1株に			<p>c. 売買単位が50株、100株の銘柄 当該銘柄の毎日の保管残高ごとに1株につき3/365円 (100万株を超える分については1株につき1/365円) ただし、売買単位が100株の銘柄のうち機構が別の基準により指定する銘柄に係る徴収料率については、以下に掲げるところによるものとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>指定銘柄となる価格</td> <td>指定銘柄に係る徴収料率(1株につき)</td> </tr> </table>	指定銘柄となる価格	指定銘柄に係る徴収料率(1株につき)				
指定銘柄となる価格	指定銘柄に係る徴収料率(1株に												
指定銘柄となる価格	指定銘柄に係る徴収料率(1株につき)												

新				旧			
			つき) 2千円未満 2/365円(100万株を超える分については1/365円)				2千円未満 2/365円(100万株を超える分については1/365円)
			d. 売買単位が500株、1,000株の銘柄 当該銘柄の毎日の保管残高ごとに1株につき0.3/365円 (1,000万株を超える分については1株につき0.1/365円) ただし、 <u>売買単位が1,000株の銘柄のうち機構が別に定めるところにより算出する価格が以下に掲げる指定銘柄となる価格に該当する場合には、以下に定めるところによるものとする。</u>				d. 売買単位が500株、1,000株の銘柄 当該銘柄の毎日の保管残高ごとに1株につき0.3/365円 (1,000万株を超える分については1株につき0.1/365円) ただし、 <u>売買単位が1,000株の銘柄のうち機構が別の基準により指定する銘柄に係る徴収料率については、以下に掲げるところによるものとする。</u>
			指定銘柄となる価格 指定銘柄に係る徴収料率(1株につき)				指定銘柄となる価格 指定銘柄に係る徴収料率(1株につき)
			100円未満 0.1/365円(1,000万株を超える分については0.03/365円)				100円未満 0.1/365円
			e. 売買単位が10,000株の銘柄 当該銘柄の毎日の保管残高ごとに1株につき0.03/365円 (1億株を超える分については1株につき0.01/365円) ただし、 <u>機構が別に定めるところにより算出する価格が以下に掲げる指定銘柄となる価格に該当する場合には、以下に定めるところによるものとする。</u>				e. 売買単位が10,000株の銘柄 当該銘柄の毎日の保管残高ごとに1株につき0.03/365円 (1億株を超える分については1株につき0.01/365円) ただし、 <u>機構が別の基準により指定する銘柄に係る徴収料率については、以下に掲げるところによるものとする。</u>
							指定銘柄と 指定銘柄に係る

新				旧			
		指定銘柄となる価格	指定銘柄に係る徴収料率(1株につき)			なる価格	徴収料率(1株につき)
		10円未満	0.01/365円			10円未満	0.01/365円
<p>(注) 1. (略)</p> <p>2. (略)</p>				<p>(注) 1. (略)</p> <p>2. (略)</p>			
(2) 外国新株予約権証券等及び外国株預託証券(1)を準用する。				(2) 外国新株予約権証券等、外国カードワラント及び外国株預託証券(1)を準用する。			
(3) 外国投資信託受益証券等、外国投資証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等				(3) 外国投資信託受益証券等、外国投資証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等			
区分	徴収対象者	徴収料率		区分	徴収対象者	徴収料率	
預託手数料	(略)	(略)		預託手数料	(略)	(略)	
振替手数料	(略)	(略)		振替手数料	(略)	(略)	
交付手数料	(略)	(略)		交付手数料	(略)	(略)	
保管手数料	口座残高を有する外国株券等機構加入者	機構が別に定めるところにより算出する手数料算出価格に応じて、以下に定める徴収料率によるものとする。		保管手数料	口座残高を有する外国株券等機構加入者	当該銘柄の毎日の保管残高ごとに1口につき3/365円(100万口を超える分については1口につき1/365円)ただし、機構が別の基準により指定する銘柄に係る徴収率については、以下に掲げるところによるものとする。	
		手数料算出価格	徴収料率(1口につき)			指定銘柄となる価格	指定銘柄に係る徴収料率(1口につき)
		35万円以上	180/365円(10万口を超える分については60/365円)			2,000円未満	2/365円(100万口を超える分については1/365円)
		20万円以上35万円未満	100/365円(10万口を超える分については35/365円)				
		10万円以上20万円未満	70/365円(10万口を超える分については20/365円)				

新				旧		
			万円未満	口を超える分については24/365円)		
			5万円以上10万円未満	35/365円(100万口を超える分については12/365円)		
			2,000円以上5万円未満	3/365円(100万口を超える分については1/365円)		
			1,000円以上2,000円未満	2/365円(100万口を超える分については1/365円)		
			100円以上1,000円未満	0.3/365円(1,000万口を超える分については0.1/365円)		
			50円以上100円未満	0.1/365円(1,000万口を超える分については0.03/365円)		
			10円以上50円未満	0.03/365円(1億口を超える分については0.01/365円)		
			10円未満	0.01/365円		
(注) 1. (略) 2. (略)				(注) 1. (略) 2. (略)		

新	旧
<p><u>(4) 外国カバードワラント</u> <u>(3) を準用する。</u></p> <p>2. (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>2. (略)</p>

2. 附 則

この改正規定は、平成 21 年 3 月 1 日から施行する。

以 上